

令和4年4月吉日

各位

一般社団法人日本スイミングクラブ協会  
泳力認定委員長 松木 保



## 令和4年度における 水泳五段取得時の「水上安全法講習会の受講」免除について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当協会の事業活動に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在水泳五段位を取得する際、「水上安全法講習会の受講」が条件のひとつとなっております。しかし、昨今の新型コロナウイルス感染拡大により、水上安全法講習会が開催されず、それが水泳五段位取得の障害となっている地域が多くございます。

そこで、令和4年度においては、水泳五段位の「水上安全法講習会の受講」条件を免除し、水泳四段認定後に泳いだ距離が150,000m以上であれば水泳五段位を取得できることといたします。

なお、令和5年度以降の当該条件の取扱いにつきましては、今後、社会状況の変化を見ながら検討し、決定いたしましたら改めて、皆様にご連絡申し上げます。

既に水上安全法講習会を受講、または受講を予定されている方の中には、ご不満な方もいらっしゃるかと存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本スイミングクラブ協会事務局

TEL: 03-3511-1552 (担当: 伊藤)